審　査　基　準

令和４年５月１３日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第 104 条の４第６項（第 105 条第２項において準用する場合を含む）
処 分 の 概 要：	運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	○　道路交通法 第 104 条の４第１項、第２項、第５項及び第６項（申請による取消し） 第 105 条第２項（免許の失効） ○　道路交通法施行令 第 39 条の２の５（運転経歴証明書の交付、） 第 39 条の２の６（運転経歴証明書の交付） ○　道路交通法施行規則 第 30 条の 10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審　査　基　準：	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	○　運転免許試験場における申請　申請の当日中（申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した公安委員会が東京都公安委員会の場合。行政庁の休日は含まない）。 ○　運転免許更新センター、警察署における申請　１４日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	運転免許試験場、運転免許更新センター又は警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：	運転免許試験場、警察署の交通課 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 （03-3581-4321（内線 7251-5052）
備　　考：	